

議 事 録

令和4年2月7日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和4年第2回山鹿市農業委員会総会議事録

令和4年2月7日(月) 13時20分から14時00分 山鹿市役所 3階 301会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 欠 席	3番 森 喜代輝	4番 欠 席
5番 徳丸 誠次郎	6番 欠 席	7番 欠 席	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 欠 席	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 欠 席	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

6名：2番 守川 千穂 4番 長曾我部 徹 6番 稲葉 和弘 7番 廣田 幸徳
10番 志方 精之 13番 隈部 誠一

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長補佐兼農政係長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第11号 農地転用事業計画変更承認申請
議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第13号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第14号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第15号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第2号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第3号 農地法第3条第3の規定による届出

1. 開 会

○事務局長補佐（一法師進君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

皆さんこんにちは。本日の総会は、コロナ感染対策として、委員の出席を制限し開催します。農業委員総数14名中、8名の委員が出席され、過半数の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会が成立することをご報告します。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長補佐（一法師進君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和4年第2回総会を開会致します。

-----○-----

3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は3番 森喜代輝委員、5番 徳丸誠次郎委員にお願いします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第8号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第8号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号12番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書の1ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号13番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の2ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号14番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の3ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号15番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の4ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号16番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の5ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号17番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の6ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号18番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書の7ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号19番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書の8ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号20番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の9ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号21番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の10ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号22番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の11ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号23番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の12ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 24 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。
調査書の 13 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 25 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査書の 14 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 26 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利による取得です。
調査書の 15 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 27 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査書の 16 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 28 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査書の 17 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 29 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得によるものです。
調査書の 18 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 30 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
本案件は、山鹿市が定める別段面積 10 アール要件による取得です。
譲受理由は、譲受人が入居を予定している住宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書の 19 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 31 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。
調査書の 20 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 32 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得です。
調査書の 21 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。
以上、21 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 12 番から 20 番を北部地区担当委員

1 1 番（廣松久喜君）

提案番号 12 番から 20 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 21 番から 29 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 21 番から 29 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 30 番から 32 番を東部地区担当委員

1 番（多久正光君）

提案番号 30 番から 32 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 8 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請です。

提案番号 1 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、耕作便利による賃貸借権設定 3 年です。

調査書の 22 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号2番につきましては、貸渡人が令和4年1月23日に亡くなられたため、同年2月2日付けで取下げ願いが提出されています。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号1番を南部地区担当委員

5番（徳丸誠次郎君）

提案番号1番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第10号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第10号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号2番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田2,402㎡を農業用倉庫として転用する案件です。

なお、申請地は、すでに農業用倉庫として利用されており、このことについて、始末書の提出があるため追認となります。

調査書の24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説

明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号2番を東部地区担当委員

8番（米岡一利君）

提案番号2番は、現地調査を行った結果、既に農業用倉庫が建っておりますし、始末書の添付がありますので、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第11号、農地転用事業計画変更承認申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第11号、農地転用事業計画変更承認申請です。

提案番号1番、土地の所在、農地区分、申請人、転用目的は、議案書記載の通りです。

当初転用者及び承継者は個人で、当初転用者が許可後、転勤により事業遂行が不可能となったため、事業者を変更するものです。

なお、変更後の事業については、議案第12号、提案番号9番の中で説明いたします。

調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、承認相当と判断しております。

提案番号2番、土地の所在、農地区分、申請人、転用目的は、議案書記載の通りです。

当初転用者及び承継者は個人で、当初転用者が許可後、転勤により事業遂行が不可能となったため、事業者を変更するものです。

なお、変更後の事業については、議案第12号、提案番号16番の中で説明いたします。

調査書の28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、承認相当と判断しております。

以上、2件です。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第12号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第12号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号9番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑2筆計、421.12㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。調査書の30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号10番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の畑3筆計、486.59㎡を取得し、宅地分譲1区画として転用する案件です。

調査書の32ページに立地基準を、33ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号11番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑386㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の34ページに立地基準を、35ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号12番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田140㎡の持ち分1/2を取得し、提案番号11番の土地から市道への通路として転用する案件です。この案件は、申請地が譲渡人所有の農地への通路も兼ねているため、2人での共有とするものです。

調査書の36ページに立地基準を、37ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号 13 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 6.58 m²に使用貸借権を設定し、宅地の一部として転用する案件です。なお、申請地はすでに宅地の一部として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の 38 ページに立地基準を、39 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号 14 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 30 m²を取得し、下水道管敷地用地として転用する案件です。

調査書の 40 ページに立地基準を、41 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号 15 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 33 m²を取得し、集合住宅用地の一部として転用する案件です。

なお、申請地はすでに宅地として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため追認となります。

調査書の 42 ページに立地基準を、43 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

提案番号 16 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 589 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の 44 ページに立地基準を、45 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて、許可相当と判断しております。

以上、8 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 9 番から 15 番を南部地区担当委員

9 番（光永太君）

提案番号 9 番から 15 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 16 番を東部地区担当委員

8 番（米岡一利君）

提案番号 16 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第13号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第13号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号6番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号7番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号6番から7番につきましては、1月17日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

なお、提案番号7番に係る調査書については、46ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第14号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が12件、再設定が6件でその面積は、87,816㎡でございます。

提案番号24番から提案番号41番までの申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。利用内容については、水稻、野菜等を予定されています。

なお、提案番号24番から41番に係る調査書については、47ページから58ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第15号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号8番の、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、管理されていない孟宗竹や雑木等が繁茂している状態で、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上の申請は、非農地証明事務処理要領の要件を満たしていると判断しております。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----
4. 報 告

○議長 (坂本照子君)

次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和3年12月に届出がありました件数は9件、筆数の合計は60筆、面積の合計は47,676㎡でございます。詳細につきましては、56ページに記載のとおりでございます。
以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第2号は終わります。

次に、報告第3号、農地法第4条第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

報告第3号、農地法第4条第1項の規定による許可不要届出について報告いたします。

令和3年12月に届出がありました件数は1件、土地の所在等は、議案書記載のとおりで、転用の内容は農業用倉庫でございます。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもって令和4年第2回総会を閉会いたします。

-----○-----

6. 閉 会

○事務局長補佐（一法師進君）

ご起立願います。これをもって閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

3番 農業委員

森喜代輝

5番 農業委員

徳丸誠次郎